

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 11 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600276号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600031号

第1 結論

昭和52年4月から昭和61年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月から昭和61年6月まで

私が、23歳ないし25歳の頃、自宅を訪問してきた社会保険事務所(当時)の女性職員から、国民年金の加入を勧められたため、母親に国民年金の加入手続を行ってもらった。

請求期間の国民年金保険料については、加入当初に遡って納付した数年分の保険料を含め、大部分の期間に係る保険料は、多忙であった私に代わり母親に納付してもらい、私も金融機関で1年分の保険料を一括して納付したことがあるにもかかわらず、未納となっている。

調査の上、請求期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、23歳ないし25歳(昭和52年ないし昭和54年)の頃、自宅を訪問してきた社会保険事務所の職員から、国民年金の加入を勧められたため、母親に国民年金の加入手続を行ってもらったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、昭和63年8月ないし同年10月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間のうち大部分の期間に係る国民年金保険料は、同居していた母親に納付してもらい、自身も金融機関で1年分の保険料を一括して納付したことがあると主張しているが、請求者の母親は既に死亡しており、証言を得ることができない上、請求者も保険料の納付時期及び納付金額等について記憶が不明確であることから、請求期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続時期において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国

民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600273 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600121 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年4月21日から同年6月1日まで

私は、C社に勤務していたが、同社からA社の設立に伴い、転籍を命じられ異動した。転籍に伴う空白期間はなく、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元取締役及び請求者と同日にC社からA社に異動したとする同僚の回答により、請求者は請求期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日は平成3年6月1日であり、請求期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず、当時の状況は不明であると回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、C社の厚生年金保険被保険者資格を平成3年4月21日に喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に同資格を再取得していることが確認できる。ところ、請求者と同時期にC社からA社に異動している同僚についても、請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無く、請求者と同様の記録となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。